

一部損壊住家修理金の申請期限を延長します

平成30年12月10日から申請を受け付けている一部損壊住家修理金について、申請期限を延長します。

申請期限 令和3年3月31日(水)まで
対象 平成30年9月6日時点で居住していた「一部損壊」の判定を受けた住家を修理した世帯主
※一度、申請された方は対象になりません。
助成額 上限50,000円
必要書類 り災証明書、通帳、身分証明書、領収書
窓口 総務課（総合庁舎）、住民サービス課（総合支所）
申請期限 令和3年3月31日(水)まで
問合せ 総務課復興・生活再建支援室 ☎②2511

被災者住み替え支援金の申請も忘れずに

区分	対象	支給額
新築・中古住宅購入	半壊以上の被害を受け、町内に新築または中古住宅を購入した方	上限100万円
自宅修理	半壊以上の被害を受け、自宅を修理した方	上限20万円
賃貸住宅への転居	応急仮設住宅等に居住していた方で町内の賃貸住宅へ転居された方 ※災害救助法適用期限までの期間（応急仮設住宅等の入居から2年間）に限る	1世帯当たりの人数に対する1か月当たりの家賃 1人：上限7万円 2～4人：上限9万3千円 5人以上：上限11万1千円
引越し	応急仮設住宅等に居住していた方で町内へ引越した場合	上限10万円

申請期限 令和3年3月31日(水)まで
窓口 総務課（総合庁舎）、住民サービス課（総合支所）
問合せ 総務課復興・生活再建支援室 ☎②2511

令和2年度 北海道地域防災マスター認定研修会について

北海道では、災害時に地域の防災リーダーとして活躍いただく「北海道地域防災マスター」の育成に取り組んでおり、今年度は苫小牧市で認定研修会を実施します。

日時 10月24日(土)10時30分～16時15分
場所 苫小牧市消防防災訓練センター（苫小牧市新開町2丁目12番8号）
応募期間 10月9日(金)まで ※定員になり次第、受付を終了
受講対象 防災経験者（警察・消防・自衛隊・市町村・道・開発局・気象台などの現職・退職者）、地域防災活動者（自主防災組織・自治会・町内会の役員など地域で防災活動を行っている方）、その他地域防災リーダーとして意欲的に活動できる方
研修内容 気象・地象等に関する講座、避難所運営ゲーム北海道版（D○はぐ）
問合せ 総務課情報グループ ☎②2511
地域防災マスター認定研修会 ホームページアドレス
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/ktk/bsb/bosaimaster.htm>

生活、仕事、家計、家族の悩み相談 出張相談会のお知らせ

生活費が足りなくて困っている、就職したいけれど決まらない、借金の返済で生活が圧迫されている、子どもが引きこもっているなど現在の生活にお困りの方から相談を受け付けます。今年度から予約制となっています。2営業日前までに予約をお願いします。

日時・場所 10月15日(木) 11時～12時 総合支所（相談室4） 13時～14時 総合庁舎（相談室1）
問合せ 生活就労サポートセンターいぶり ☎0120-09-0783（フリーダイヤル）